

平成 30 年度
事業計画

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会

目次

1	社会福祉協議会の根拠	1
2	坂城町社会福祉協議会の事業推進の目的	1
3	今年度の方針	2
4	今年度の重点事業	3
5	今年度の事業	3
	〔1〕 組織の運営と基盤強化	3
	(1) 社協会員の募集	
	(2) 支部活動の推進	
	(3) 広報活動	
	(4) 役職員の研修	
	(5) 福祉サービス利用に伴う苦情の受付（第三者委員の設置）	
	(6) 施設の運営	
	(7) 理事・評議員会の開催	
	〔2〕 介護保険サービスの実施	5
	〔3〕 総合事業への取り組み	6
	〔4〕 障害福祉サービスの実施	6
	〔5〕 福祉人材育成	6
	〔6〕 地域福祉事業の推進	6～14
	(1) 社協たすけあいサービスの実施	
	(2) ファミリーサポートセンターの運営	
	(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、ボランティア育成	
	(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防	
	(5) いきがい広場（介護予防事業）の利用促進	
	(6) コミュニティカフェ“ほっこり”の開催	
	(7) 在宅介護者への支援	
	(8) 生活資金にお困りの方へ	
	(9) まいさぼ出張窓口の設置	
	(10) 生活にお困りの方へ フードバンク事業	
	(11) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業	
	(12) 子ども食堂「こどものひろま in 夢の湯」の開催	
	(13) 長野県あんしん創造ねっと（長野県内社協公益事業）への参画	
	(14) 福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ	
	(15) 成年後見支援センターの設置	
	(16) 心配ごと・法律相談所開設	
	(17) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所	
	(18) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤活動資金のお願い	
	(19) ボランティア等活動への助成	
	(20) 共同募金運営委員会、審査委員会の開催	
	(21) 福祉団体の事務	
	(22) 地域支援グループ活動支援	
	(23) 福祉教育推進事業(学校・地域向け)	
	(24) 災害時住民支えあいマップ作成支援	
	(25) 障害者希望の旅の実施	
	(26) 外出支援サービス（通院等外出の支援）	
	(27) ひとり親家庭、準要保護家庭、被災者等への援護事業	
	(28) 福祉機器貸し出し	
	(29) 車いすリフト車貸し出し(軽自動車)	
	(30) 福祉ふれあいのつどいあり方検討会（仮）の実施	
	(31) その他	
6	お問い合わせ	15
	巻末資料：地域活動支援センターのご紹介	16

1 社会福祉協議会の根拠

「社会福祉協議会」は、略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれています。社協は、社会福祉法という法律の第 109 条に基づいて、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている、公的な性格をもつ民間の団体です。

社協は県・市区町村ごとに組織されていて、長野県では県及びそれぞれの市町村ごとに社会福祉協議会が設置されています。

2 社会福祉協議会の事業推進の目的

坂城町社会福祉協議会は、昭和 58 年 11 月に社会福祉法人として設立認可されました。みなさんが住み慣れた地域で幸せに生活できるよう、地域のみなさんと共に様々な社会福祉活動に取り組んでいる民間の福祉団体です。

地域のみなさんが抱えている様々な生活上の課題（ニーズ）を、住民のみなさんをはじめ、区長、民生児童委員、ボランティア、福祉・保健・医療・教育などに関係する方々・団体や町とともに考え、話し合い、協力しながら解決を図り、「福祉のまちづくり」を進めることを目的としています。

社協の運営は、原則として、地域住民のみなさん、社会福祉関係者などの参加・協力を得て活動することを大きな特徴としています。民間組織としての「自主性」、広く住民のみなさんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という、二つの側面を合わせ持っています。

3 今年度の方針

【目 標】 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくり

複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、まいさぼを通じて第 2 のセーフティネットとなる包括的支援を「生活困窮者自立支援法」施行から 3 年間実施して参りました。これまで明らかにされなかった生活困窮者の実態が多機関協働体制の中で徐々に明らかとなり、県内町村部においては最大となる相談件数を抱えるほど、坂城町には多くの生活困窮者がいることも浮き彫りになりました。平成 28 年度はフードバンク事業、平成 29 年度は就労・アパート等入居における保証人支援や食糧支援などを行うため、各市町村社協が連携しあって実施する「あんしん創造ねっと」への加入など、本会は制度を通じた地域づくりや住まいの確保への課題に対して取り組めるよう体制整備を進めていますが、安心して暮らせる地域づくりを目指すには、未だ不十分であります。高齢の生活困窮者の生活を支えることとあわせ、貧困の連鎖を防ぎ、子どもの将来に向けた自立を支援することも、最も重要な体制整備の方向性と言えます。

こうしたことから、平成 29 年度中に準備企画として「こどものひろま」と題して子ども食堂を開催し、ボランティアとの協働で「食」を通じた子どもへの支援に取り組みました。平成 30 年度より事業化し、引き続きボランティアと共に計画し定期開催に臨みます。

また、困難な課題を抱える子どもと家庭の支援に取り組めるよう、関係機関と地域住民との協働で実施する「生活困窮者家庭の子どもに対する学習支援事業」を長野県より受託して行います。この事業は、貧困家庭にいる子どもが教育の機会に恵まれず、やがてその子どもも貧困を抱えるといういわゆる「貧困の連鎖」になることを断ち切るため、対象家庭で引きこもりや不登校になっている児童に対し、訪問して学習を支援し、多機関と協働しながら子どももその親も支援する取組みです。これまでにない取組みであることから、今まで以上に関係機関との連携を深めながら実施します。

さて、「地域でささえあう」ことをより実践的な活動として取り組む『総合事業』がはじまり、本会においても地域で活動する介護予防サポーターの育成に努めてまいりました。地域の拠点づくりには欠かせない人材ですが、今後はより一層地域資源の現状や生活ニーズの把握とあわせ、活動者と住民がともに「参加する」地域づくりを目指さなくてはなりません。

このことから、平成 30 年度においては、町から「生活支援体制整備事業」を受託し、地域住民が「地域でささえあう」ことを目的に活動できるよう、これまで実施してきたアウトリーチ活動と兼ね合わせ、町包括支援センターと連携を図りながら地域でささえあう体制づくりに向け活動します。

本年度も、町や関係機関との連携をとり、様々な福祉課題や生活課題の解決を当事者と一緒に図ることはもちろん、諸団体や民生児童委員、ボランティア、地域住民の力を得ながら地域活動や支援活動を展開し、一人でも多くの方が自分らしく安心して暮らせることのできる福祉のまちづくりを目指して活動いたします。

4 今年度の重点目標

- ※ アウトリーチ活動と地域とのつながりの強化
～部署間で事業の共通認識を高め、情報共有等を促進する～

5 今年度の事業

[1] 組織の運営と基盤強化

社会福祉協議会は数多くの地域福祉事業を推進するために、その理解を得ながら多くの町民の皆様へ社協会員としてご協力をお願いしています。また、事業活動を知っていただけるよう「社協だより」や「ホームページ」などを通じて社協の情報を発信しています。平成30年度も、社協事業をより身近に感じてもらえるよう、ホームページへ情報を随時掲載するとともに、年6回の社協だよりで直近の事業情報を提供いたします。

(1) 社協会員の募集

誰もが安心して地域で暮らせる地域づくりを目的に、より充実した福祉事業を町民の皆様にお届けするため、町民の皆様には社協会員になっていただき、会費をお願いしています。

- ①一般・特別会員（会費）の募集（平成30年9月1日～9月30日）
- ②賛助会員（会費）の募集（ ” ）

【社協会費基準額】

単位：一口

一般会員（会費）	800 円
特別会員（会費） ※より事業に賛同いただける方にご協力をお願いする会費です。	1,600 円
賛助会員（会費） ※企業として社協事業に賛同いただける法人にご協力をお願いしています。	10,000 円

(2) 支部活動の推進

- ①支部組織の育成・援助
- ②支部組織への活動費の助成

(3) 広報活動

- ①社協だより 年間6回発行（偶数月発行）
- ②ホームページへの情報随時掲載
- ③各種事業、イベントのポスターやチラシの作成、掲示・配布



社協ホームページ top

(4) 役職員の研修

- ①職員を対象とした内部研修会の実施
- ②県社協その他団体の主催する専門研修への参加



ケアマネジャースタッフ



ぼだい桜の杜とそのスタッフ

[3] 総合事業への取り組み

介護予防のさらなる取り組みと多様な生活支援体制が求められ、平成 30 年度から実施される「生活支援体制整備事業」の一環として町の委託を受け活動していきます。地域（坂城町）の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、町包括支援センターとの連携を図りながら地域づくりを進めていきます。

- ①介護予防・日常生活支援総合サービス事業
 - ・介護予防訪問型サービス事業
 - ・介護予防訪問型サービス A
- ②坂城町生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

新

[4] 障害福祉サービスの実施

障がいがあっても、住み慣れたご自宅、地域で暮らせるよう、ニーズに応じた生活の支援を実施します。

- ①相談支援事業
 - ・特定相談支援事業 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について
 - ・障害児相談支援事業 相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援等を行います。
- ②訪問介護 障がいをお持ちの方の在宅における日常生活を支援します。
- ③重度訪問介護 重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がいのある方への日常生活を支援します。
- ④訪問入浴介護 ご自宅で快適に暮らせるよう、浴槽付き車両がご自宅まで伺い、お部屋で入浴できるサービスを実施します。
- ⑤移動支援 屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

[5] 福祉人材育成

福祉人材の育成と人材発掘を図り、更なる地域福祉の向上と増進を目指します。

- ①介護予防サポーター養成講座の開催
- ②介護予防サポーター等の活動コーディネート
- ③認知症サポーター等の活動コーディネート
- ④子育てサポーター等の活動コーディネート

[6] 地域福祉事業の推進

地域福祉事業は、社会福祉協議会の行う事業の根幹を担う事業の一つです。多様化する生活課題に応じた福祉サービスを展開し、安心して暮らせるまちづくりを目指して活動しています。

(1) 社協たすけあいサービスの実施（介護保険対象外サービス）

日常生活に支障をきたし、介護保険制度では対応できない場合の一助として、有資格者による介護サービスをきめ細かく提供いたします。

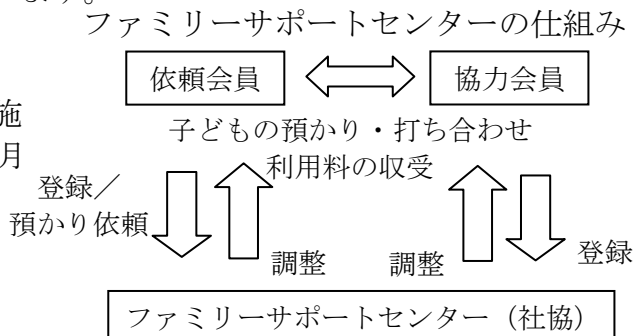
【サービス内容・料金】

- 身体介護 内容：入院時の準備・介助、お墓参り、買い物への付き添い、見守り介助(ご家族が不在の場合 認知症の高齢者の見守り)
料金：1時間まで 2,500円 30分毎追加 1,250円
- 生活援助 内容：買い物代行、入院中の洗濯、必要品の調達、庭の手入れ、掃除・部屋の模様替え、行事のための調理 など
料金：1時間まで 2,000円 30分毎追加 1,000円

(2) ファミリーサポートセンターの運営（お子さんのいるご家庭向け）

子育てと仕事の両立を図るため、また保護者の子育てによる心身の負担を和らげるため、「子どもを預かってほしい方」（依頼会員）と「子育てを手伝いたい方」（協力会員）の相互援助の仕組みをつくり、活動の調整や支援をはじめ、会員の資質向上のための研修を行っています。

- ①依頼会員からの活動依頼の調整
- ②病児・病後児（※）預かりの実施
- ③イベント・学校行事中の託児の実施
- ④協力会員の研修および定例会(1カ月に1回)の開催
- ⑤登録等に関するご相談（随時）
- ⑥保育園・幼稚園等への会員登録の呼びかけ



※風邪などの自宅で療養できる程度の病気にかかり、医療機関から第三者に預けてもよいとする許可を得た児童。

(3) ボランティア活動の支援、調整、企画、登録受付、ボランティア育成

地域の福祉力を向上させるためには、住民一人ひとりのボランティア精神にのっとった行動が必要不可欠です。社会福祉協議会では、ボランティア人材育成として、ボランティア活動を始められるきっかけづくりとして、これまでも各種養成講座、ボランティア講座を開講し、その種まき活動を続けて参りました。平成30年度も同様に、ボランティア活動への興味をもっていただくため、そしてボランティア活動につながるよう講座を開講し、地域福祉の推進に努めます。

- ①ボランティアスクールの開講
- ②介護予防サポーター講座の開講
- ③認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の開催
- ④音訳ボランティア講座の開催
- ⑤傾聴ボランティア訪問に関する相談
- ⑥点字郵便物配送登録に関する相談
- ⑦年末おせちづくり
- ⑧ボランティア団体・NPO・個人ボランティアへの活動支援(※)、相談、登録、調整



音楽レクリエーション講座の様子

※ボランティア活動保険（災害ボランティア保険）、ボランティア行事用保険の窓口事務を含む

(4) 一人暮らし高齢者の見守り、引きこもり予防

高齢社会の今、一人暮らし高齢者世帯が増加傾向にあります。社会参加活動のひとつとして人とふれあう機会を提供するとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、生活や健康について、自宅訪問や相談支援等を行っています。

- ①一人暮らし高齢者招待会（はにしな寮昼食招待会、温泉交流会）
- ②家庭への訪問指導（ご自宅へ保健師・看護師が訪問し、疾病予防、介護予防、機能維持等について指導や相談を行っています。介護保険サービス利用者は対象外です。）
- ③あんしん電話事業の受託
- ④高齢者元気応援システム KIZUKI の受託

新

(5) いきがい広場（介護予防事業）の利用促進

町内にお住まいのおおむね 65 歳以上の方を対象に、健康体操や様々なレクリエーションを通じた健康づくりをはじめ、手芸や季節の行事、お茶飲みなど、参加者同士で交流を楽しめるいきがい活動を実施しています。

① いきがい広場

開催場所：ふれあいセンター（毎週月・金曜日）

老人福祉センター（毎週火・木曜日）

地域公民館（毎週水曜日）H30 年度内に実施

対象者：町内にお住まいのおおむね 65 歳以上の方で、介護保険サービスを利用していない方

活動内容：介護予防運動指導、趣味活動、手芸、買い物、その他

利用料：700 円（火・金曜日／昼食付 1 日）

300 円（月・水・木曜日／半日）



手芸作品の制作



クリスマス会

(6) コミュニティカフェ “ほっこり” の開催

地域の居場所づくりの『環』として誰でも参加でき自由に過ごせるコミュニティカフェを開催しています。併せて、介護予防体操等イベントも行っています。

- 開催曜日：毎週水曜日 午前10時～12時
開催場所：老人福祉センター夢の湯ロビー
参加費：100円
その他：介護予防体操や季節にあわせたイベントも開催しています



コミュニティカフェの様子

(7) 在宅介護者への支援

ご自宅で家族の介護を行っている方を対象に、介護に関する悩みや不安を軽減していただくための相談会を実施しています。あわせて、心身のリフレッシュを図る日帰り旅行や茶話会等も企画しています。

【在宅介護者交流会】

- ・ふれあい相談会
- ・日帰り旅行
- ・介護教室
- ・福祉用具取扱い
- ・郊外研修
- ・介護者のバックアップ
- ・認知症の人の介護についての公開講座 など



ふれあい相談会の様子

(8) 生活資金にお困りの方へ

①生活福祉資金貸付（長野県社会福祉協議会事業）

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、資金貸付（低利又は無利子）と必要な相談・支援により、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を目的としています。本会はその窓口として相談に応じ、貸付元である長野県社会福祉協議会と相談者世帯の橋渡しを行っています。

②ささえあい資金貸付（本会単独事業）

ささえあい資金貸付事業は、一時的に切迫した経済状況により生活費が困窮している場合、または緊急を要すると認められた場合に、貸付を行う本会独自の貸付制度です。

- 貸付限度額：1世帯3万円
償還期間：1年間
償還方法：月賦償還または一括償還

(9) まいさぼ出張窓口相談所の設置

生活困窮者自立支援法施行に伴う長野生活就労支援センター「まいさぼ信州長野」は、「生活に困っている」「仕事をしたくても見つからない」など、生活の困りごとについての相談を受け、各関係機関とご本人とで問題を解決していく自立相談支援機関です。本会はその出張窓口としてご相談をお受けし、関係機関と連携をとりながらご本人の暮らしのサポートを行います。

(10) 生活にお困りの方へ フードバンク事業

生活資金がなく食糧を買えない方のために、数日分の食糧を世帯員数に応じてお渡しできるよう、町民の皆さんの協力を得ながら行っています。ご家庭で余っている保存性の高い食品の募集や、お米や野菜などの提供登録を行うなど、緊急時に役立てられるよう実施します。

【食糧例】 缶詰、瓶詰、インスタント食品、ペットボトル飲料、調味料 他

新

(11) 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業

本事業は、生活困窮世帯で引きこもりや不登校により学習の機会が断たれている傾向にある児童に対し、個別に家庭訪問と学習支援を行うことで、子どもの自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に実施します。また本事業は長野県から受託して実施するもので、まいさぼによる自立相談支援をはじめ、関係機関や地域住民等と連携を図り、かつ県と情報共有を図りながら、坂城町における支援体制の構築に努めます。

新

(12) 子ども食堂「こどものひろま in 夢の湯」の開催

この事業は、子どもがこの地域で健やかに安心して暮らせることを目指し、保護者をはじめ地域のボランティアと一緒に食事を重ね、子どもの居場所づくりの一つとして開催するもので、平成 29 年度より準備と試験的な開催を重ねて参りました。定期開催することと併せ、食堂を支援するボランティアの募集と、参加者層を広げるための広報の推進も図ります。

開催頻度：2ヶ月に1回（1カ月に1回も検討）

会 場：老人福祉センター夢の湯

参加対象：①子ども（高校生ぐらいまでの子）

② ①の保護者

参加費：①の方 100円

②の方 300円

活動内容： ・ 食事
・ 季節に応じたイベントや遊び
・ 宿題のできる会場の設置

主な支援者：ファミリーサポートセンター協力会員、主任児童委員、他ボランティア



みんなで「いただきます〜す！」

(13) 長野県あんしん創造ねっと（長野県内社協公益事業）への参画

各市町村社協が連携し、様々な生活課題、福祉課題を抱える方々の総合相談・生活支援機能を高めるため、就労・アパート等入居における保証人支援や食糧支援など、安心して暮らせる支援を実施するもので、平成 30 年度も参画します。

①就労における身元保証、アパート等入居における保証

②広域的な食糧支援の協力

③子どものための居場所づくり など

(14) **福祉サービス利用、金銭管理にお困りの方へ**

高齢者や障がいのある方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用をはじめ、金銭管理などに関わる相談や支援をする事業です。

①日常生活自立支援事業

対象者：認知症、知的障害、精神障害のある方

支援内容：福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳等の書類預かり

②日常的な金銭管理サービス事業（払戻、預入等代行）：本会単独事業

対象者：坂城町にお住まいの、おおむね 65 歳以上の方または 20 歳以上の身体障害のある方

支援内容：預貯金の払い戻しの代行、公共料金等の支払いの代行 など

※①、②ともに、本人が契約内容を理解できることが条件

※①、②において本人との契約が困難な場合は、成年後見制度等の利用について相談・情報提供を行います。

(15) **成年後見支援センターの設置**

判断能力に欠けた認知症や障がいのある方のため、その人の暮らしをその人に代わってサポートしたり契約行為等を代理で行ったりする「成年後見制度」の相談窓口として、「成年後見支援センター」を町から受託して行います。成年後見制度の利用に関する相談や利用支援活動、成年後見制度の PR など、町民の皆さんに少しでも当制度を知っていただくための活動から進めています。

【センターの活動】

①成年後見制度、任意後見制度利用に関する相談

②成年後見制度の利用支援

③成年後見制度、任意後見制度に関する PR など

(16) **心配ごと・法律相談所の開設**

毎月 2 回、役場を会場として、心配ごと・法律相談を実施しています。法律にかかわるご相談は弁護士または司法書士に、誰かに悩みを打ち明けたいなどのご相談は、心配ごと相談員にご相談いただけるよう計画しています。

①心配ごと・法律相談所開設

会場：役場 3 階

日時：毎月 10 日と 20 日（土日・祝祭日と重なる日はその前後の平日）
9：30～12：00

心配ごと相談員：15 名（民生児童委員、保護司、人権擁護委員、
行政相談員、女性専門相談員）

法律相談員：・長野県弁護士会上田在住会
・長野県司法書士会上田支部

※詳細のチラシを全戸配布予定（4 月）

※法律相談を希望される場合は、事前に社協へ電話予約をしていただく必要があります。

②心配ごと相談員反省会・研修会（平成 31 年 3 月実施予定）

(17) 結婚をお考えの方へ：坂城町結婚相談所

結婚に向けて活動する方のために、良きご縁への一助となるよう結婚相談事業を行っています。人生経験豊かな結婚専門相談コーディネーター（結婚相談員）を委嘱し、一人ひとりにあわせたサポートをしています。併せて、出逢いのきっかけづくりとして婚活パーティーを開催します。

①ヤングヒューマンネットワーク事業

○結婚相談日の開設 時間： 9：00～12：00

結婚に関する相談、お見合いの相談、新規ご登録受付 場所：老人福祉センター夢の湯	4月 7日（土）	8月 4日（土）	12月 1日（土）
	5月 12日（土）	9月 1日（土）	平成31年1月 5日（土）
	6月 2日（土）	10月 13日（土）	2月 2日（土）
	7月 7日（土）	11月 3日（土）	3月 2日（土）

○独身男女の結婚相談、支援（登録制）

○相談員研修会の開催

○結婚相談情報交換会（年2回）

新

○ながの結婚マッチングシステムへの加入

②愛のキューピット事業（日にちは予定日）

（坂城町・千曲市）・恋するビアガーデン in 酒造蔵（9月8日）
合同）

・クリスマスパーティー（12月8日）

・スプリングパーティー（平成31年2月23日）

・登録者向け講座・交流会（6月30日）

（坂城町）・本会単独での出会いパーティー「つなぐ恋縁」の開催



「出会いときめき つなぐ恋縁」の様子

(18) 赤い羽根共同募金のお願い、日赤活動資金のお願い

社会福祉協議会の地域福祉事業の多くは、町民皆様からご協力いただく赤い羽根共同募金によって成り立っています。募金の趣旨をご理解いただいたうえでご協力をいただけるよう、準備をすすめてまいります。

また、日本赤十字社の活動資金のご協力もお願いしています。国内における災害救援、医療活動、国際的な人道支援活動に使われます。

①日赤活動資金募集 : 5月1日～5月31日

②赤い羽根共同募金運動：10月1日～12月31日

・戸別、職域、各種団体からの募金

・街頭募金の実施（町内小学校の協力）

※老人福祉センター夢の湯に設置している自動販売機の売上の一部は、赤い羽根共同募金として寄付されます。



町民運動会での募金活動の様子

(19) ボランティア等活動への助成

町内で活動するボランティアグループ、福祉団体、学校が、地域に根ざした活動を継続的に行えるよう支援することを目的に、その事業に対する助成を行っています。助成金の原資は赤い羽根共同募金です。

・対象団体等

①ボランティアグループへの助成

②福祉団体への福祉活動助成（NPO法人を除く）

③福祉協力校への助成（小中高5校）

(20) 共同募金運営委員会、審査委員会の開催

町民の皆様からいただいた赤い羽根共同募金をより公平に配分するため、共同募金運営委員会、審査委員会を開催し、その委員会のもとでボランティアグループ等への配分助成金について審議します。透明性をより高め、そしてより身近な募金運動として活動できるよう努めます。

(21) 福祉団体の事務

社会福祉協議会は、様々な福祉団体の窓口業務（問い合わせ、郵便物仕分け、通知発送、連絡調整などの基本的な業務）を担っています。また社協と団体との共同で実施する事業もあることから、連携を図りながら進めています。

- ①坂城町老人クラブ連合会
- ②坂城町身体障害者福祉協会
- ③坂城町手をつなぐ親の会
- ④坂城町遺族会
- ⑤坂城町赤十字奉仕団

(22) 地域支援グループ活動支援

地域支援グループは、高齢者や子ども、障害の有無に関係なく、誰もが地域の一員として参加できる任意の団体です。地区の中には様々な団体や活動があると思われませんが、参加したくてもできない方、家に閉じこもりがちな方など社会参加が難しい方に対しても、参加を促し、地域住民同士のつながりや支え合いを推進するグループ活動です。

内容は月に1回程度、数百円の会費を持ち寄り、お茶のみや手芸、健康体操、子どもとのふれあいなどを計画して、公民館などみんなが集まれる場所で開催されています。社会福祉協議会は、この活動に対する支援や立ち上げのお手伝い等をさせていただいています。

- ①立ち上げ支援（立ち上げ費用助成、消耗品等）
- ②遊具等貸し出し
- ③グループリーダー研修会（年に1回）
- ④送迎保険金の補助
- ⑤講師派遣の調整
- ⑥グループ活動向け支援研修会（複数回）
- ⑦介護予防体操の指導・レクリエーション活動及び支援



地域支援グループ・活動者情報交換会

(23) 福祉教育推進事業（学校・地域向け）

福祉教育推進事業は主に小中高校児童生徒を対象にしたもので、福祉用具や地域資源を利用して、高齢者や障がいのある方の気持ちを体験する擬似体験や、団体・地域に住む方との交流を通じて、自分と他人の心を見つめなおす過程を踏み、福祉の心を育てるための、学校と共同で行うプログラムです。平成30年度も学校、地域と連携を図りながら推進します。

- ①福祉器具体験のための物品等貸し出し（アイマスク、車イスなど）
- ②講師の派遣、調整、相談、器具取り扱い説明、福祉教育講義活動
- ③福祉教育活動プログラム作成・相談

(24) 災害時住民支えあいマップ作成支援

災害時住民支えあいマップとは、「災害弱者（障害のある方や高齢者、妊婦、子ども、外国人等情報の入手や自力での避難が困難な方）」と呼ばれる方の避難活動や安否確認を、地図を使って迅速に行えるよう、地域住民の皆さんが中心となって作成するものです。社協ではこのマップを作成するにあたっての支援として、マップに関する情報提供や、作成から更新に至るフローチャートを提供するなど、作成する皆さんの一助となるよう活動しています。

- ①支えあいマップ説明会の実施
- ②地図の貸与（有償）
- ③その他作成に係る相談の実施

(25) 障害者希望の旅の実施

障がいがあり外出が困難で家族だけではなかなか旅行に出かけられない方のため、また、各団体における会員相互の親睦や連絡調整等の福祉の増進を図ることを目的に、各種福祉団体と共同で日帰りバス旅行を実施しています。

- ①障害者希望の旅（坂城町身体障害者福祉協会と実施）
- ②ふれあいバスハイク（坂城町手をつなぐ親の会と実施）

(26) 外出支援サービス（通院等外出の支援）

自宅等から医療福祉機関への送迎を目的とした、運転手付きの有償移送サービスです。車の乗り降りも運転手がお手伝いします。ご利用には登録が必要です。

- 対象者：①介護保険の「要支援・要介護者」の方で、かつ寝たきりまたは車いす利用の方
- ②身体障害者手帳をお持ちの方で、かつ寝たきりまたは車いす利用の方
 - ③その他下肢不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により孤立した歩行が困難な方で、①・②に該当しない方

移送範囲：町内、旧上田市、千曲市、
長野市南部の一部

※行き先によって利用料金が異なります。



車いすに乗ったまま乗車できます

(27) ひとり親家庭、準要保護家庭、被災者等への援護事業

ひとり親家庭や準要保護家庭へ激励金やお祝いをお渡しするほか、火災等で被災された世帯への援護事業を行っています。

- ①歳末激励金の交付（年末期：準要保護家庭へ）
- ②中学校卒業児童への図書カード配布（年度末：ひとり親家庭へ）
- ③火災見舞い
- ④日赤奉仕団炊き出し援護（広域的災害）
- ⑤災害時における相互支援（県内における県内社協災害時相互応援協定による）

(28) 福祉機器貸し出し

一時的に身体の不自由が生じたとき、または介護保険の利用申請をしてから介護認定を受けるまでの間などに利用できるよう、様々な福祉用具を無料で貸し出しを行っています。

- ①車いす
- ②歩行器
- ③ポータブルトイレ
- ④介護用ベッド（手動リクライニング）
- ⑤簡易式スロープ

※貸出期間は最長 1 カ月です

※ベッドの貸し出しの時のみ、マットレスのクリーニング代として 3,000 円をいただきます

(29) 車いすリフト車貸し出し（軽自動車）

本会では、車いすに乗ったまま病院等へ外出ができる軽乗用型リフト車（2 台）の貸し出しをしています。ご家族等による運転でお出かけいただけます。近年リフト車の貸し出し件数が増加していることから、2 台の軽乗用型リフト車を配備しています。



車いすに乗ったまま乗車できます

(30) 福祉ふれあいのつどいあり方検討会（仮）の実施

多くのコーナーを楽しみながらあらゆる年代の人達との交流を通じて福祉やボランティア活動を知ってもらうために行ってきた福祉ふれあいのつどいは、多くの団体やボランティアの皆さんが参加する実行委員会に支えられ、昨年度に第 30 回の節目をたどることができました。しかし、この 30 年の間、福祉の動向は目まぐるしく変化し、ライフスタイルだけでなく、「社会参加」に対する考え方も変化してきたため、長く続いてきたふれあいのつどいも、開催方法や内容等について検討を行う必要があると考えられます。第 30 回の実行委員会反省会において、町民の皆さんがより福祉やボランティア等活動に触れられるような、あるいは参加できるようなつどいのあり方について検討すべきとの方向性が示されました。平成 30 年度においては、実行委員として携わっていただいた方々を中心に検討会を重ね、あらたな活動につなげられるよう進めます。

(31) その他

- ①福祉バス運行管理
- ②町指定ごみ袋販売（地域活動支援センター・社会福祉協議会窓口）
- ③その他本会の目的に沿った活動

6 お問い合わせ

坂城町社会福祉協議会へのお問い合わせは次のとおりです。

社会福祉法人
坂城町社会福祉協議会 代表

電話	82-2551
FAX	82-8005
Email	ssakaki@janis.or.jp
HP	http://www.ssakaki.com/

在宅介護支援センター
(ケアステーションさかき)

電話	82-0333
----	---------

介護保険事業所
・居宅介護支援事業所
・訪問介護事業所
・訪問入浴介護事業所
・ぼだい桜の杜

電話	82-2551
----	---------

電話/FAX	82-1992
--------	---------

地域活動支援センター

電話/FAX	82-4000
--------	---------

老人福祉センター夢の湯

電話	82-2551
----	---------

地域活動支援センターのご紹介

在宅で心身に障がいのある方々が、「生産活動」「生活訓練」「文化活動」などを通じて、規則正しい生活リズムを身に付け、仲間との関わりを持ち、生きがいのある生活が送れるよう支援する活動を行っています。

【自主製品の一部】



【NHK 歳末たすけあい募金特別配分にて購入】



～ ロックミシン ～



～ こたつ ～

【お花見：松本城】

